

西条市道路附属物長寿命化修繕計画（概要版）



<道路標識>



<防護柵>



<道路照明灯>



<道路反射鏡>

西条市道路附属物長寿命化修繕計画は、定期的に目視点検を継続して行い、道路照明灯等の道路附属物の健全性を随時把握するとともに、その点検結果に基づき、損傷が小さい段階から適切に補修を行うといった一連の取り組み方をまとめた年次計画です。

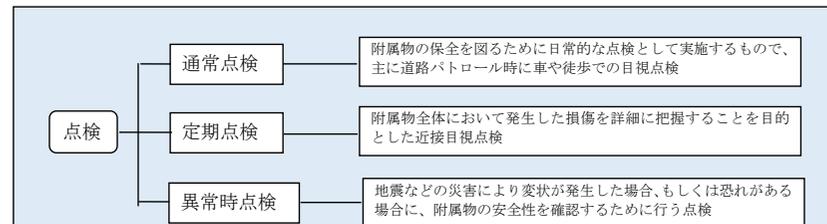
この計画に基づき、適切に道路附属物の点検と補修を行うことにより、安全で安心な道路サービスを提供しながら、道路附属物の長寿命化とコストの削減を図ります。

平成 29 年 6 月



健康状態の把握

道路附属物の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を目指します。



道路附属物を長持ちさせるために

●長寿命化への取り組み

西条市道路附属物長寿命化修繕計画は、市民の資産である道路附属物を長く大切に保全し、安全で安心な道路サービスを提供するとともに、維持管理費の削減を図ることを目的としています。

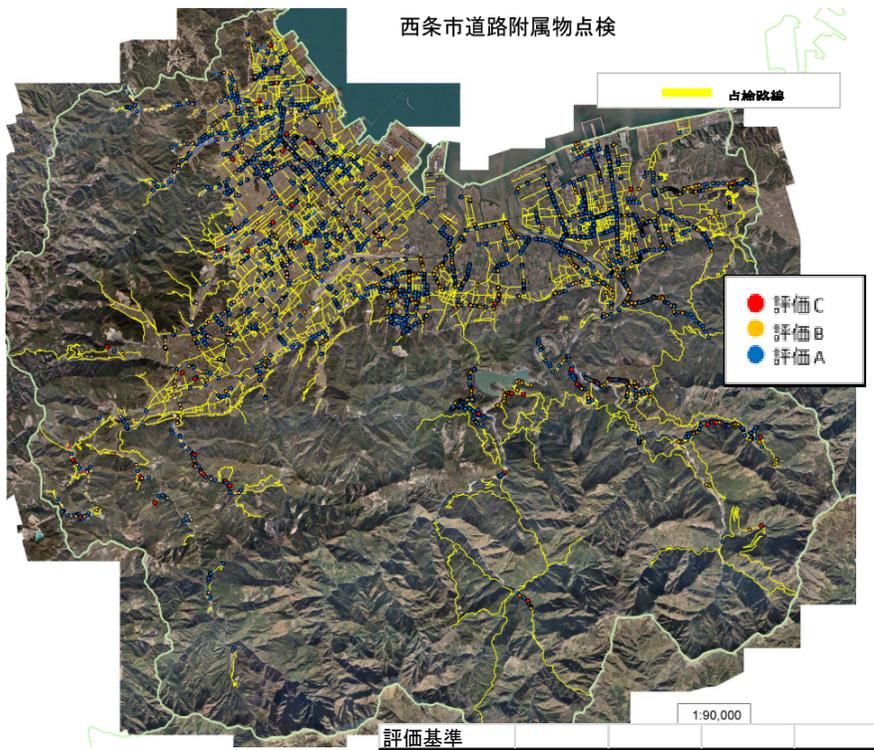
致命的な損傷を受けてから対策する「対症療法的修繕」から、受ける前に適切な対策を実施する「予防的修繕」に転換することで、より少ない対策費用で長寿命化を図ることができます。



●点検結果

平成 25 年度に道路ストック総点検業務として、市道における道路附属物の点検を実施しました。

種別	数量	評価 A	評価 B	評価 C
道路標識	484	340	134	10
道路照明灯	911	772	135	4
道路反射鏡	1551	931	600	20
防護柵	2274	1598	648	28
合計	5220	3641	1517	62



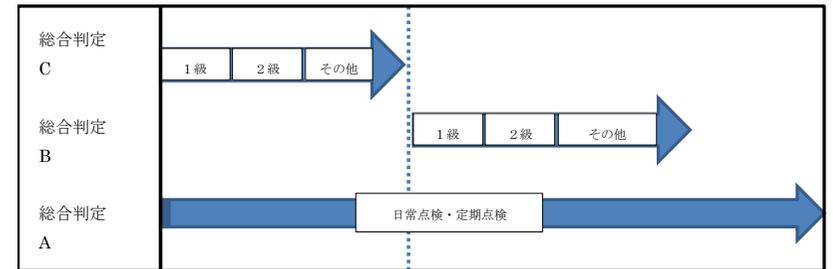
評価基準
C: 変形・損傷が大きい。早急に補修・補強が必要 (第三者被害が想定される)
B: 変形・損傷が軽微。 急を要さないが計画的に補修が必要
A: 異常なし

●点検・修繕の基本的な考え方

西条市における道路附属物の点検・修繕は次のような考え方で進めていきます。

- ① 総合判定 C を最優先し、1 級路線→2 級路線→その他路線の順に修繕していくものとする。
- ② 総合判定 C の修繕が終了後、総合判定 B について、1 級路線→2 級路線→その他路線の順に計画的に補修していく。
- ③ 総合判定 A については、現在修繕の必要はないが、定期的に点検したうえで補修が必要となった際には、修繕計画に入れるものとする。

イメージ図



<修繕の基準>

- ・判定区分 C ⇒ 年度ごとに修繕実施
- ・判定区分 B ⇒ 予防保全対応で修繕実施
- ・判定区分 A ⇒ 職員による日常パトロールで経過観察

■点検・修繕計画

点検結果を基にして修繕費を試算し、修繕計画（H26 年度から H32 年度までの点検及び修繕の予定）を策定しました。

年度	修繕内容	工事費 (千円)	数量	
H26	防護柵修繕	5,100	市道加茂線他 27 ヶ所	実績
H27	道路照明灯塗装	5,600	市道西条大町 1 号線他 138 ヶ所	実績
H28	道路反射鏡塗装	4,200	市道相生八幡線他 139 ヶ所	実績
H29	道路反射鏡塗装	7,200	市道福武沢線他 239 ヶ所	予定
H30	道路反射鏡塗装	7,200	市道三芳東線他 239 ヶ所	予定
H31	標識・防護柵塗装	7,200	市道川西線他 410 ヶ所	予定
H32	標識・防護柵塗装	6,700	市道第 2 岡村線他 380 ヶ所	予定

西条市建設部建設道路課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地 TEL : 0897 (56) 5151 FAX : 0897 (52) 1260
 ホームページ <http://www.city.saijo.ehime.jp/>